アジアのリーダー都市へ
FUKUOKA NEXT

福岡100
人生100年時代へのチャレンジ

第３次福岡市動物愛護管理推進実施計画

令和４年４月
福　岡　市

は　じ　め　に

犬や猫などのペットは、少子高齢化や単身世帯の増加などを背景に、人の心の支えや潤いをもたらす「人のパートナー」として大きな位置を占めるようになっています。

福岡市では、平成27年４月に「第２次福岡市動物愛護管理推進実施計画」を策定し、「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するため、動物の愛護や適正飼育の推進などに取り組み、令和元年度には犬猫の実質的殺処分ゼロを達成することができました。

一方でこの間、犬猫の収容頭数の削減や飼い主のいない猫問題など、引き続き取り組むべき課題に加え、動物取扱業の規制強化や多頭飼育問題といった新たな課題への対応も求められています。

このような状況に対応し、動物の愛護と管理に関する施策を効果的・効率的に推進するため「第３次福岡市動物愛護管理推進実施計画」を策定いたしました。

本計画では、「人と動物との調和のとれた共生社会」の具体的将来像として「市民一人ひとりが動物の命を尊重するまち」、「動物を飼うことに責任を持ち、マナーやルールが守られるまち」、「動物の愛護と管理についての理解が深まり、さまざまな立場の人が尊重し合い、つながるまち」を目指し、市民の皆さまや関係団体の皆さまとともに、人も動物も暮らしやすいまちづくりを実現してまいります。

最後に、福岡市動物の愛護と管理推進協議会の委員の皆様をはじめ、計画策定にご尽力いただきました多くの方々に、深く感謝申し上げます。

福岡市長　高島　宗一郎



目　次

第１章 計画策定の趣旨 …… 1

第２章　動物愛護管理行政の現状と課題

1 犬猫の収容と処分状況 …… 2
2 犬猫に関する苦情件数及び苦情内容 …… 5
3 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 …… 7
4 動物取扱業の登録状況等 …… 8
5 特定動物飼育施設の状況 …… 9
6 動物愛護・適正飼育の普及啓発 …… 10
7 動物関係団体やボランティアとの連携・共働 …… 13
8 危機管理対策 …… 14

第３章　計画の基本事項

1 計画の目的 …… 15
2 目指すべき姿 …… 15
3 福岡市動物行政の方向性 …… 15
4 計画の実施期間 …… 15
5 対象地域 …… 16
6 計画の位置づけ …… 16
7 施策推進の基本的視点 …… 16

第４章 計画の推進体制 …… 19

第５章 施策の柱 …… 20

第６章 目 標 …… 22

第７章 具体的施策 …… 23

1 動物愛護・適正飼育の推進 …… 25
2 飼い主のいない猫問題対策 …… 25
3 譲渡の推進 …… 25
4 多頭飼育問題対策 …… 26
5 監視指導 …… 26
6 マイクロチップ装着の推進 …… 26
7 狂犬病予防 …… 27
8 共働の推進 …… 27
9 危機管理対策 …… 28

第８章　動物愛護管理センターの位置づけ及び役割

1 動物愛護管理センターの位置づけ …… 29
2 ２つの動物愛護管理センターの役割 …… 30

用語解説 …… 31

第1章 計画策定の趣旨

福岡市では平成27年４月に「第２次福岡市動物愛護管理推進実施計画」（以下「第２次計画」）を策定し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指し、動物の愛護及び管理に関する課題を解決するための施策に取り組んできました。

その結果、市民をはじめ関係者の努力と協力により、令和元年度には犬猫とも収容中死亡及び重篤な病気等を理由とした殺処分を除く実質的殺処分ゼロを達成することができました。

一方で、苦情件数や動物愛護管理センターに収容される犬猫の頭数は、減少傾向にあるものの、第２次計画で定めた目標値に届いていません。

また、飼い主のいない猫問題など、第２次計画策定時から引き続き取り組む必要がある課題に加え、経済的困窮や社会的孤立を背景とした多頭飼育問題の深刻化など、新たな課題や動物愛護管理をめぐる状況の変化も生じています。

第２次計画の策定から６年が経過し、この間、令和元年６月に「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」）が改正され、動物の適正飼育に関する規制をはじめ、動物取扱業者への規制や、動物の遺棄・虐待に対する罰則が強化されるとともに、令和２年４月には「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」）が改正され、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性などが示されました。

また、福岡県では令和３年１月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が施行されるとともに、基本指針に即し、令和３年３月に「第３次福岡県動物愛護推進計画」（以下「県推進計画」）を策定しています。

そのため、第２次計画に基づく取組みの結果や現状分析により抽出された課題、動物愛護管理法並びに基本指針、県推進計画等を踏まえ、今後の福岡市における動物愛護管理に関する施策を効果的・効率的に推進するため「第３次福岡市動物愛護管理推進実施計画」を策定しました。

第2章 動物愛護管理行政の現状と課題

1　犬猫の収容と処分状況

■ 現　状

（1）　犬猫の収容返還頭数

放浪犬による危害発生を防止するための犬の「捕獲」、所有者不明の犬猫や負傷した犬猫、また、飼い主が飼えなくなった犬猫の「引取り」を行っています。

飼い主不明として収容された犬猫の情報は、動物愛護管理センターのホームページ「わんにゃんよかネット」へ掲載し、飼い主が判明したものは飼い主への返還に努めていますが、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示がないために返還されない犬猫がいます。

犬猫の収容頭数は減少傾向にありますが、子猫の占める割合が依然として高い状況にあります。

①　犬

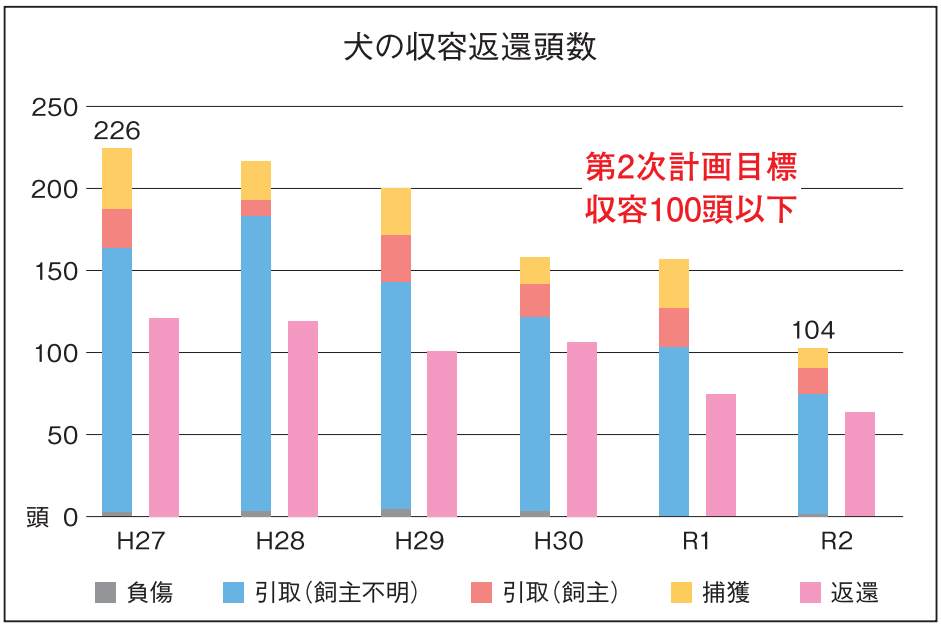

内訳

年 度	27	28	29	30	1	2
捕 獲	36	25	28	16	30	11
引取（飼い主）	23	9	29	20	24	16
引取（飼い主不明）	164	182	140	121	104	75
負 傷	3	4	5	3	1	2
収容計	226	220	202	160	159	104
返 還	124	122	103	108	76	65

② 猫

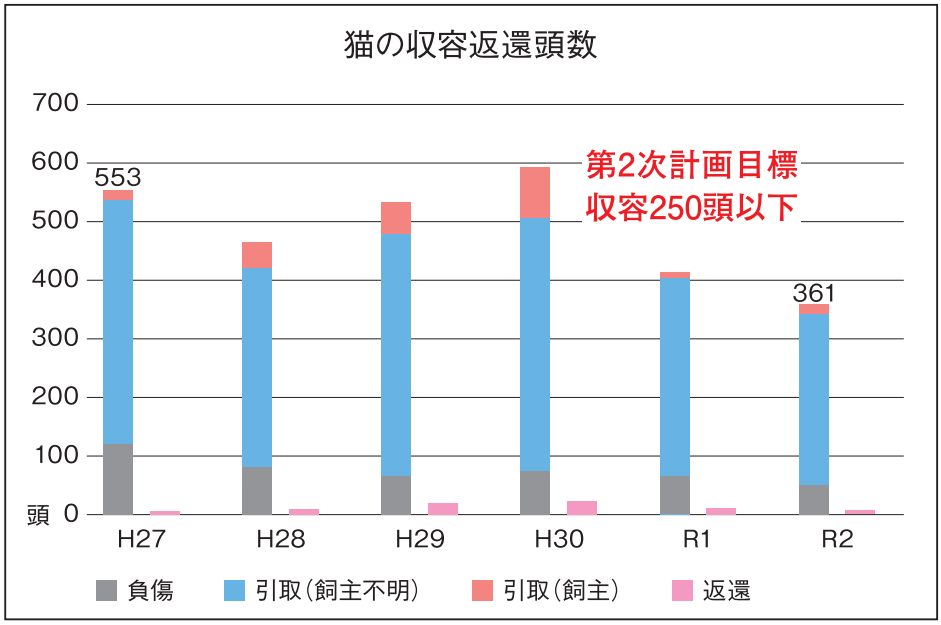

内訳

年 度	27	28	29	30	1	2
引取(飼い主) (うち子猫)	14 (0)	45 (6)	56 (17)	86 (41)	8 (0)	17 (0)
引取(飼い主不明) (うち子猫)	418 (389)	339 (294)	414 (352)	434 (399)	342 (306)	292 (267)
負 傷 (うち子猫)	121 (45)	83 (32)	65 (16)	76 (31)	65 (22)	52 (16)
収容計 (うち子猫)	553 (434)	467 (332)	535 (385)	596 (471)	415 (328)	361 (283)
返 還	4	9	18	24	11	8

■ 課　題

- 安易な理由で飼い始めるなどして飼い主がペットを飼育放棄することがないよう、適正飼育、終生飼育の啓発が必要です。
- 収容頭数の割合が高い飼い主不明の子猫の収容を減らすための対策について検討する必要があります。
- 多頭飼育に陥ることのないよう不妊去勢手術の必要性について、飼い主に啓発していく必要があります。
- 収容された犬猫の返還率向上のため、飼い主に対し所有者明示の啓発やマイクロチップの装着を推進していく必要があります。

（2） 犬猫の殺処分譲渡頭数

■ 現　状

収容された犬猫は可能な限り新しい飼い主に譲渡しています。

ミルクボランティア事業や犬猫譲渡サポート店制度など譲渡推進の取組みにより、令和元年度から実質的殺処分ゼロを達成しています。

重篤な病気や攻撃性などにより譲渡困難な犬猫については、やむを得ず殺処分を行っています。また、その多くは飼い主不明の子猫となっています。

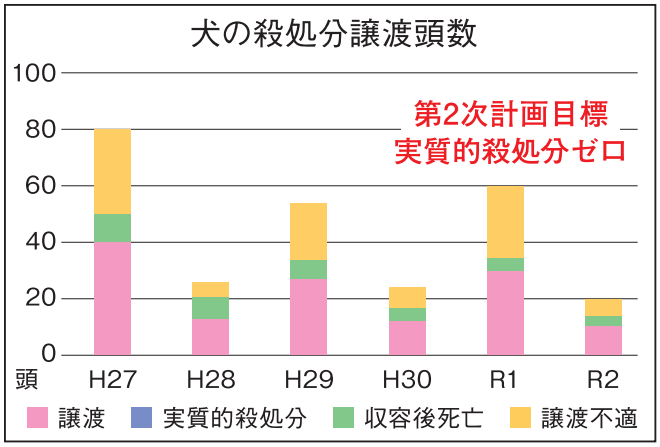

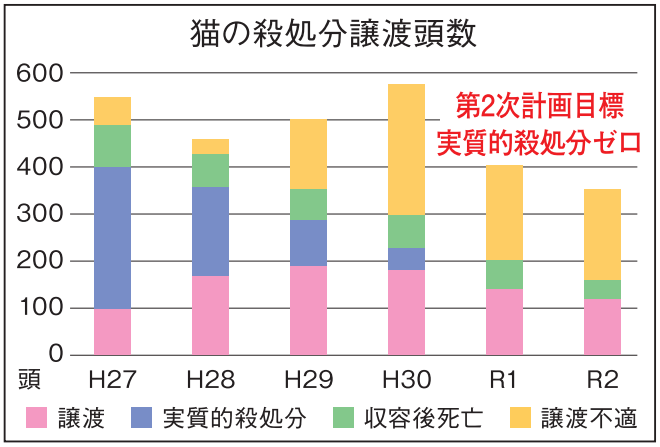

①　犬

年 度	27	28	29	30	1	2
収容後死亡	10	8	7	5	5	4
譲渡不適	30	5	20	7	25	6
実質的殺処分	0	0	0	0	0	0
殺処分計	40	13	27	12	30	10
譲渡	77	93	61	60	59	30

②　猫

年 度	27	28	29	30	1	2
収容後死亡	91	72	69	67	64	43
譲渡不適	59	34	150	280	202	191
実質的殺処分	301	187	95	50	0	0
殺処分計 （うち子猫）	451 (375)	293 (223)	314 (227)	397 (317)	266 (213)	234 (179)
譲渡	99	169	192	182	138	119

■ 課　題

- 譲渡適性判定の見直しや譲渡不適の犬猫の取扱いについて検討する必要があります。
- 飼い主不明の子猫の収容を減らすため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を推進する必要があります。

2　犬猫に関する苦情件数及び苦情内容

■ 現　状

犬猫の飼育等に関する苦情については、電話または窓口で申し立てを聞き取り、原因者が判明している場合は、動物愛護管理センターの職員が直接現場に出向いて指導を行っています。

苦情件数は、犬は横ばい、猫は増加傾向で、申し立ての多い内容は、犬では「鳴き声」や「糞の放置」、猫では「糞尿被害」や「飼い主のいない猫への不適切な給餌」となっています。

また、犬猫の多頭飼育に関する苦情や相談も寄せられており、飼育困難に陥っているなど深刻な事例もみられます。

（1）　犬

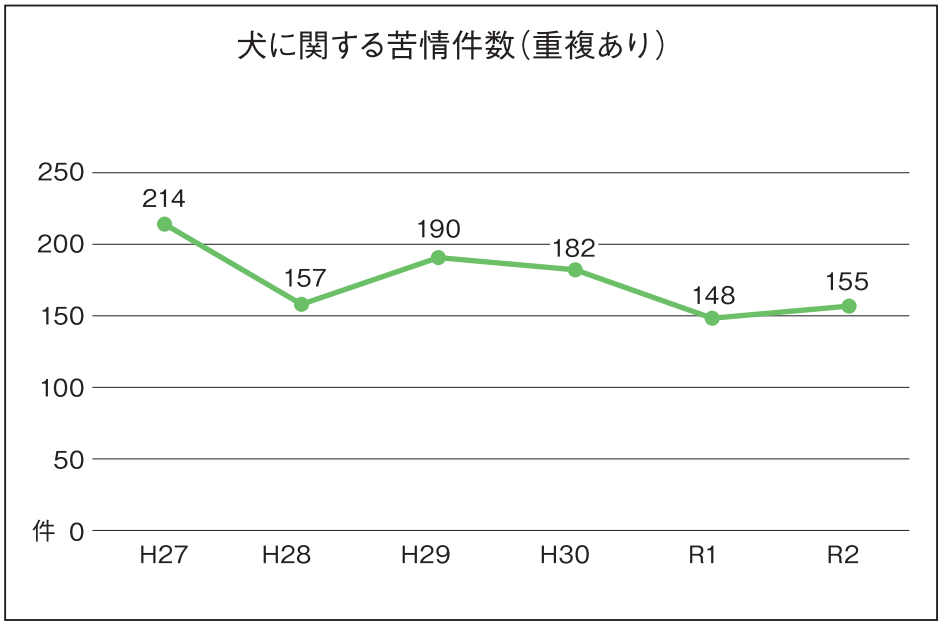

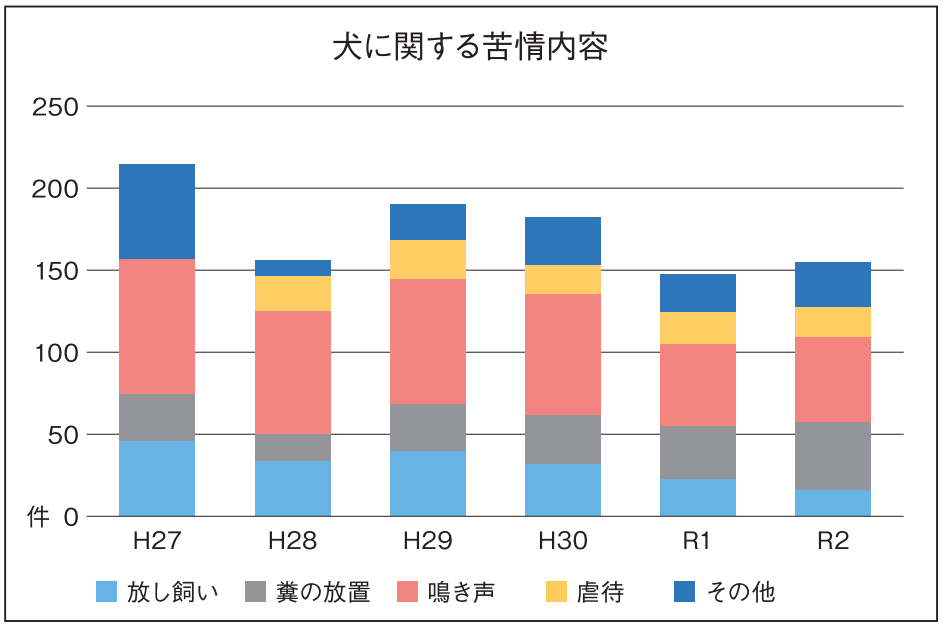

（2） 猫

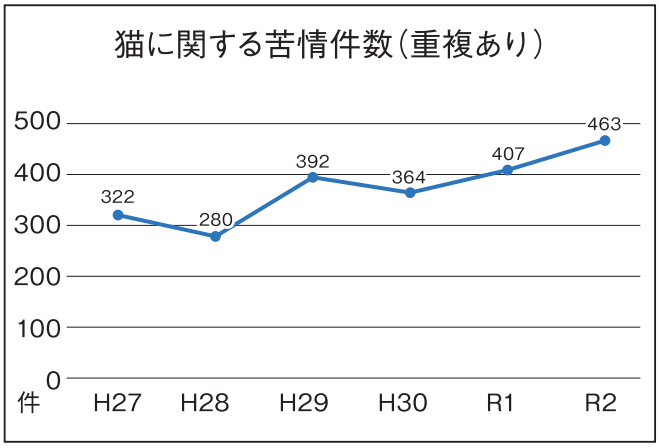

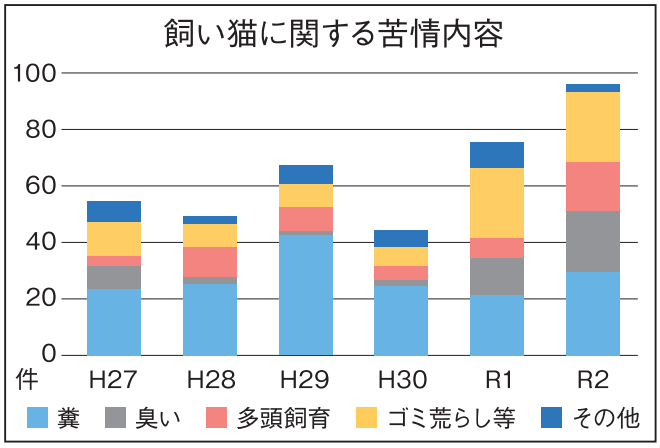

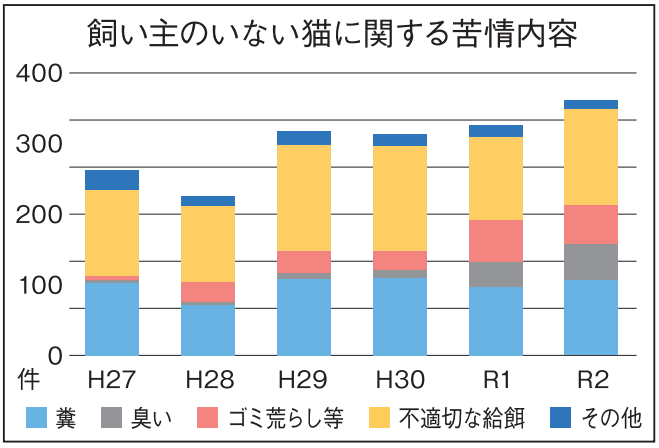

■ 課　題

- 犬猫の飼い主へのマナー向上やルールの遵守など、他人への迷惑防止の啓発を継続していく必要があります。
- 猫の飼い主へ屋内飼育や不妊去勢手術の必要性などの適正飼育について啓発していく必要があります。
- 飼い主のいない猫への不適切な給餌者に対する効果的な指導啓発方法について検討する必要があります。
- 猫の多頭飼育問題が深刻化しているため、多頭飼育問題の予防や問題が発生した際の対策が必要です。

3　犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

■現　状

犬を飼育する際には、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、1年に1回の狂犬病予防注射が必要です。

福岡市における新規登録頭数は増加傾向にありますが、累計登録頭数に対する狂犬病予防注射の実施率は減少傾向にあり令和２年度は51.3％と低迷していることから、接種率の向上が急務となっています。

また、登録している犬の死亡や転居などによる登録事項変更の届出を行っていない飼い主がいます。

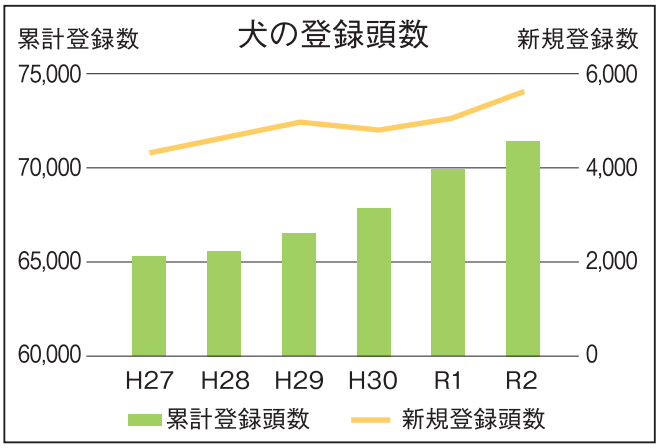

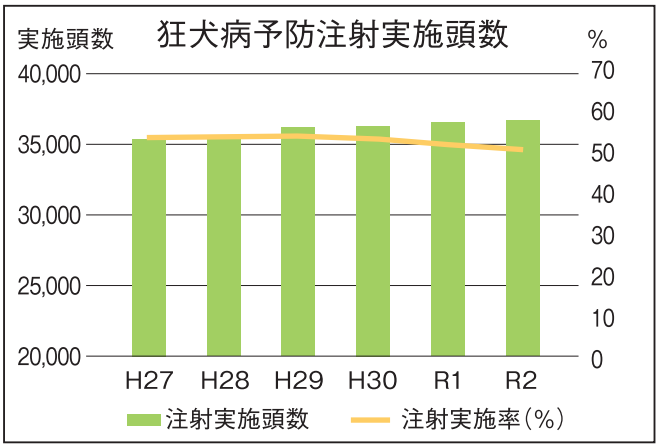

年 度	27	28	29	30	1	2
累計登録	65,291	65,533	66,490	67,795	69,862	71,412
新規登録頭数	4,315	4,624	4,956	4,811	5,060	5,617
注射実施頭数	35,364	35,686	36,169	36,318	36,505	36,649
注射実施率(%)	54.2	54.5	54.4	53.6	52.3	51.3

■課　題

- 狂犬病予防注射の実施率の向上のため、狂犬病の正しい知識について飼い主に効果的に指導啓発を行う必要があります。
- 犬の転入転出や死亡時の手続きについて、飼い主に周知徹底する必要があります。

4　動物取扱業の登録状況等

■ 現　状

動物愛護管理法の規定に基づき、動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）の販売、保管、貸出し、訓練または展示等を「業」として行うには、「第一種動物取扱業」として市長の登録を受けなければなりません。

また、飼育施設を有し営利を目的としない動物の取扱いを「業」として行うもの（例：譲渡・訓練などを行う動物愛護団体等）は「第二種動物取扱業」として市長に届出をする必要があります。

第一種動物取扱業の登録件数、施設の実数は年々増加しています。

令和元年６月に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業への規制が強化されました。

「犬猫パートナーシップ店制度」、「譲渡サポート店制度」を開始し、動物取扱業者と共働で適正飼育や収容犬猫の譲渡推進に取り組んでいます。

年 度			27	28	29	30	1	2
第一種動物取扱業	登録件数	販売	169	183	188	170	173	197
		保管	264	273	291	297	317	337
		貸出し	8	9	9	14	16	17
		訓練	37	40	46	42	46	48
		展示	33	37	41	40	48	55
		譲受飼養	-	-	-	1	3	4
	施設実数		408	437	464	438	468	516
	監視施設数		136	124	101	301	251	248
第二種動物取扱業	登録件数	譲渡	6	9	9	9	9	10
		保管	3	3	3	3	3	3
		訓練	1	1	1	1	1	1
		展示	1	1	1	1	1	1
	施設実数		6	9	9	9	9	10

犬猫パートナーシップ店制度	譲渡サポート店制度
・マイクロチップを装着した犬猫の販売 ・販売時の飼い主への適正飼育の講習 ・センターの犬猫譲渡の広報 等	センターの譲渡犬猫を店舗で預かり、 市民への適正譲渡を実施
認定店舗数 8店舗（令和2年度）	認定店舗数 15店舗（令和2年度） 譲渡実績　　猫 3頭（　〃　）

■ 課　題

- 動物愛護管理法の改正により強化された規制について、監視指導を徹底する必要があります。
- 動物取扱責任者研修会の内容を充実させ、責任者及び従事者の資質向上を図る必要があります。
- 犬猫パートナーシップ店、譲渡サポート店制度を進めるなど、第一種動物取扱業との連携を深める必要があります。

5　特定動物飼育施設の状況

■ 現　状

動物愛護管理法の規定に基づき、人の生命、身体または財産に危害を加える恐れがある動物として定められた動物（特定動物）の飼育を行う際には、市長の許可を受けなければなりません。

令和２年６月からは、愛玩目的で新たに特定動物を飼育することは認められなくなりました。

また、特定動物の繁殖により生まれた動物（交雑種・ハイブリッド種）も特定動物として規制対象に追加されました。

令和２年度３月末の許可件数は25施設51件で、131頭の飼育実態があります。

年 度	27	28	29	30	1	2
施設数	17	17	20	16	22	25
許可件数	57	57	54	43	47	51
飼育頭数	138	113	117	109	132	131

■ 課　題

- 人への危害防止のため、特定動物の適正飼育について飼育者に指導啓発していく必要があります。

福岡市で飼育されている主な特定動物

動物園

【哺乳綱】ニホンザル、チンパンジー、オランウータン、ライオン、トラ、ヒョウ、ツキノワグマ、マレーグマ、カバ、サイ、キリン

【鳥　綱】オジロワシ、コンドル、ヒクイドリ

個人（愛玩用）

【爬虫綱】ボアコンストリクター、メガネカイマン、ワニガメ



6　動物愛護･適正飼育の普及啓発

■ 現　状

動物の愛護及び適正飼育の普及啓発のため、小学校等での出張授業や各種イベント等を開催しています。

子ども向けの啓発プログラムは、幼稚園、小学校低学年向けのふれあいを中心とした「ハローアニマル」から、小学校中高学年向けの講話を中心とした「道徳授業」に移行して実施しています。

また、適正飼育の啓発イベント及び犬猫に関する相談会を毎月実施しています。

令和３年1月に福岡県ワンヘルス推進基本条例が施行され、ワンヘルスの理念に基づく人と動物の共生社会づくりの推進が規定されました。

年 度		27	28	29	30	1	2
ハローアニマル（幼稚園、小学校低学年）	回 数	78	112	114	129	29	-
	人 数	3,211	4,404	4,552	4,042	3,062	-
道徳授業（小学校中高学年）	回 数	2	33	28	29	18	4
	人 数	230	788	1,084	2,146	1,955	204
しつけ方講習会	回 数	13	16	11	12	11	6
	人 数	219	302	200	120	181	81
しつけ方相談	回 数	92	87	36	25	16	4
	人 数	150	138	50	47	23	5
わんにゃんよかイベント	回 数	12	11	12	12	10	8
	人 数	1,115	1,065	821	754	818	566
犬猫よろず相談	回 数	12	12	11	12	8	8
	人 数	171	178	189	224	170	87
動物愛護フェスティバル	人 数	4,500	5,700	2,400	6,500	4,500	-
出前講座	回 数	4	2	3	8	12	1
	人 数	62	38	52	212	518	15

（1）小学校等での動物愛護事業

① 道徳授業

小学校中学年から中学生を対象に、動物を飼うことの責任や、いのちの大切さ、動物に関する問題について学び考えることを目的として、動物愛護管理センター職員が学校に出向き出張授業を行っています。

② ハローアニマル

幼稚園児や小学校低学年の児童を対象に、モデル犬とのふれあいを通して動物を飼うことの責任や、いのちの大切さ、思いやりの心の育成を目的とする、出張授業を令和元年度まで実施していました。

（２）家庭犬のしつけ方講習会・しつけ方相談

犬の飼い主やこれから犬を飼おうとする市民を対象に、適正飼育や終生飼育の啓発、モラル・マナーの向上を図るため、ドッグトレーナーなどの外部講師が行う「しつけ方講習会」や動物愛護管理センター職員が個別に相談を受け、アドバイスを行う「しつけ方相談」を実施しています。

（３）わんにゃんよかイベント

動物関係団体との共働により、犬のお手入れ体験、犬のしつけ方相談、犬猫の譲渡相談など適正飼育の啓発イベントを動物愛護管理センターで開催しています。

（４）犬猫よろず相談

動物関係団体やドッグトレーナー、行政書士などと共働し、終生飼育を推進することを目的に犬猫の飼い主が抱える疑問や問題に応える相談会を動物愛護管理センターで毎月開催しています。

（５）動物愛護週間行事及び動物愛護フェスティバル

毎年、動物の愛護と適正飼育について広く市民に啓発するため、動物愛護週間行事及び動物愛護フェスティバルを開催しています。

①動物愛護週間行事

9月20日から9月26日の動物愛護週間中に、犬猫の慰霊祭や啓発パネル展を実施しています。

②動物愛護フェスティバル（どうぶつ愛護フェスティバルinふくおか）

動物関係団体などと実行委員会を組織し、10月に舞鶴公園を会場として開催しています。

実行委員会構成団体：22団体（福岡市含む）、協力団体：９団体

メインテーマ：人もどうぶつもしあわせになるために

内容：参加団体の活動内容紹介、家庭犬のしつけ方教室、犬猫セミナー、健康・飼育相談、長寿犬猫の表彰、動物愛護パネル展示、ステージイベントなど

※令和２年度、３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止になりました。

（６）出前講座

「ノラネコ問題と地域猫活動」や「動物愛護」をテーマに動物愛護管理センターの職員が地域の公民館等に出向き説明を行っています。

■課　題

- ホームページ・ＳＮＳ・市政だより・チラシなどの多様な広報媒体を活用し、動物愛護の普及啓発に努める必要があります。
- 適正飼育の知識が必要な初めて動物を飼う人や不適正飼育者等への効果的な啓発方法について検討する必要があります。
- ワンヘルスの理念に基づく人と動物の共生社会づくりを推進するための普及啓発を行う必要があります。

コラム　ワンヘルスについて

「ワンヘルス」とは、人と動物の健康、そして環境の健康(健全性)は一つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守らなければならないという理念です。新型コロナウイルス感染症を始めとした新興感染症や人と動物の共通感染症への対策が重要となるなか、「ワンヘルス」が注目されています。

福岡県では、令和3年1月に全国初となる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が施行され、ワンヘルス実践のため以下の6つの基本方針が定められています。

①人と動物の共通感染症対策
②薬剤耐性菌対策
③環境保護
④人と動物との共生社会づくり（動物愛護の推進など）
⑤健康づくり
⑥環境と人と動物のより良い関係づくり



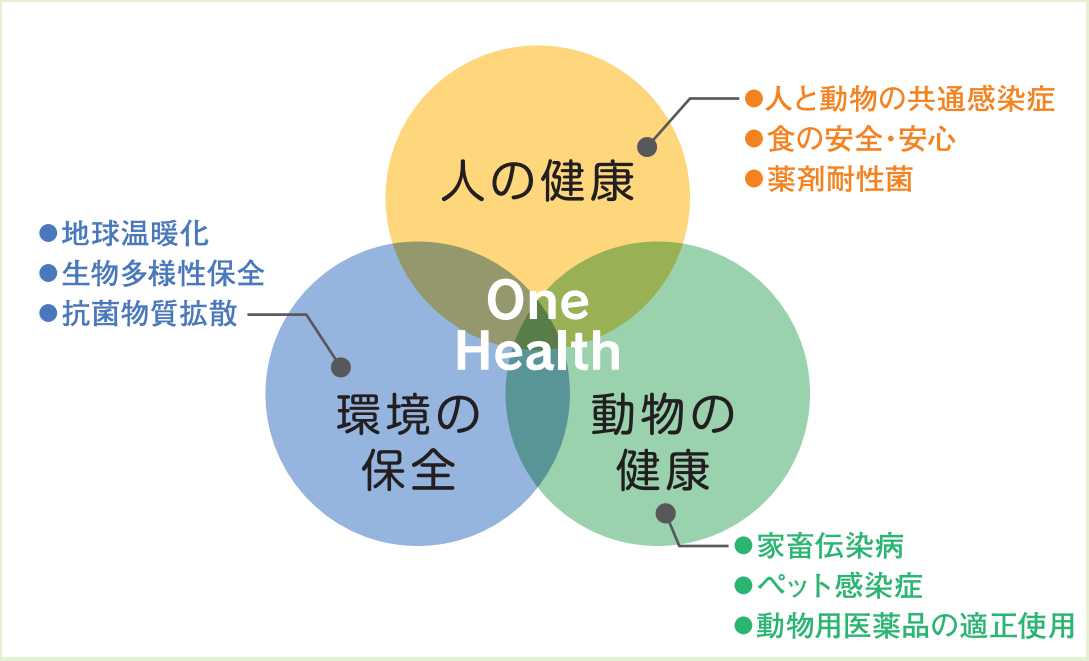

7　動物関係団体やボランティアとの連携・共働

■ 現　状

市に登録された譲渡団体を通じて犬猫の譲渡を行っています。

また、収容犬猫の飼育管理や啓発イベントなどのセンター業務に参加する一般ボランティアと、離乳前の子犬子猫を哺育してもらうミルクボランティアを募集していますが、登録者数に比べボランティアの参加者数が少ない状況にあります。

また、関係団体と共働で動物愛護フェスティバルをはじめとした啓発イベントを開催しています。

内　容		令和２年度実績
収容犬猫の団体譲渡	動物愛護管理センターに収容された犬猫を市に登録された譲渡団体を通じて市民等に譲渡しています。	・犬 ４頭 ・猫 20頭
一般ボランティア	登録ボランティアが収容犬猫の飼育管理や啓発イベントなどセンターの業務に参加しています。	・登録者数 217人
ミルクボランティア	離乳前の子犬子猫をボランティアに哺育してもらい、離乳後、福岡市獣医師会の病院を中心に譲渡しています。	・登録者数 73組 ・譲渡頭数 57頭
啓発イベント実施	啓発イベント等を関係団体と共働で開催しています。（動物愛護フェスティバル、犬猫よろず相談、わんにゃんよかイベント）	・６ 動物愛護・適正飼育の普及啓発参照

■ 課　題

- 適正譲渡推進のため、譲渡団体との連携を深めていく必要があります。
- ボランティアが参加しやすい仕組みや環境づくりに取り組んでいく必要があります。

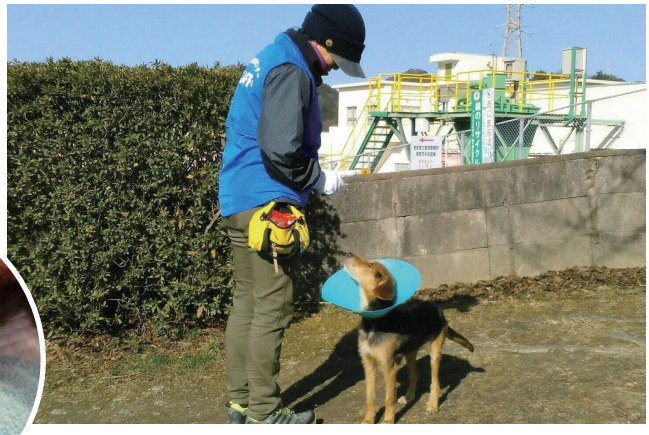



8　危機管理対策

■ 現　状

災害対策として福岡市地域防災計画に愛玩動物対策を規程するとともに、福岡市獣医師会と「災害時の被災動物の救護活動に関する協定」を締結しています。

狂犬病対策として「福岡市狂犬病対応マニュアル」を策定しています。

項　目	計画等	概　要
災害発生時の対応	福岡市地域防災計画	災害により飼育困難となった愛玩動物の保護や同行避難の支援、住居に取り残された動物の保護などの対応を定めています。
	災害時の被災動物の救護活動に関する協定書（一般社団法人福岡市獣医師会）	災害発生時の被災動物の一時保護や治療等の救護活動に関する協力について協定を締結しています。
狂犬病発生時の対応	福岡市狂犬病対応マニュアル	市内で狂犬病疑いの動物を認めた場合の検査や診断対応及び狂犬病発生時のまん延防止対策等を定めています。

■ 課　題

- 災害や狂犬病発生時における、関係部局や獣医師会等の関係団体とそれぞれの役割を確認し、具体的な連携体制を整備する必要があります。
- 災害時のペットの同行避難について、飼い主への周知を行う必要があります。

第3章 計画の基本事項

1　計画の目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とします。

2　目指すべき姿

「人と動物との調和のとれた共生社会」の具体的将来像として、以下の姿を目指します。

（1）市民一人ひとりが動物の命を尊重するまち

市民に命を大切にする心や他者に対する思いやりが育まれ、動物の好き嫌いや動物の飼育の有無に関わらず、市民一人ひとりが動物の命を尊重し、適正に取り扱います。

（2）動物を飼うことに責任を持ち、マナーやルールが守られるまち

動物の飼い主は、その責任を自覚し、鳴き声や糞尿などによる周辺への迷惑や人への危害などが起きないよう適正に飼育管理します。

また、飼い主のいない動物に関わる際には、不適切な給餌等により周辺の迷惑とならないよう配慮します。

（3）動物の愛護と管理についての理解が深まり、さまざまな立場の人が尊重し合い、つながるまち

動物の愛護と管理について、どちらも欠くことのできないものとして市民が理解を深め、人も動物も住みやすいまちにするため、動物に対するさまざまな立場の人が互いに尊重し合い協力していきます。

3　福岡市動物行政の方向性

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現のため、これまで進めてきた動物の命の尊重や尊厳を守るという動物愛護精神の普及とともに、不適切な飼育や給餌等による人への危害や迷惑防止のための適正飼育の啓発、そして、行政とボランティア、動物関係団体などとのさらなる連携に重点を置いて施策を進めていきます。

4　計画の実施期間

2022年度（令和４年度）から2031年度（令和13年度）までの10年間

計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、５年を目途に計画の見直しを行います。

5　対象地域

福岡市内全域

6　計画の位置づけ

第３次福岡市動物愛護管理推進実施計画（以下「第３次計画」）は福岡市総合計画体系における中期計画である政策推進プランの主要事業「動物の愛護・管理推進事業」を進める実施計画として位置付けます。

同時に福岡市の保健福祉分野の方向性と基本理念を示すマスタープランである「保健福祉総合計画」の施策「動物の愛護・適正飼育の推進」を踏まえるものとします。

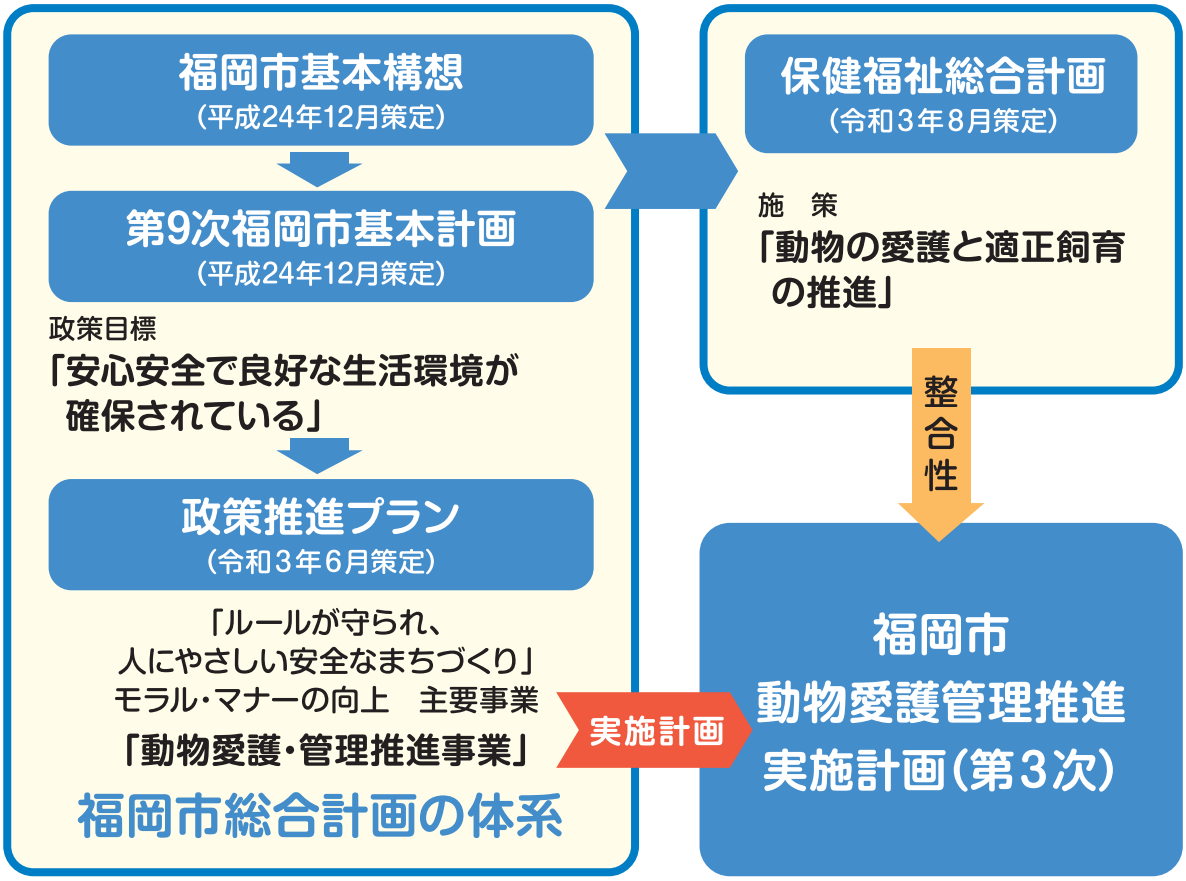

7　施策推進の基本的視点

福岡市における動物の愛護及び管理に関する課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るため、以下の３つの「視点」に基づき施策を推進します。

- **各主体（行政、飼い主等、動物取扱業者、獣医師会、動物関係団体、市民）の責務と役割の明確化**
- **市民の動物愛護と管理に対する理解の促進**
- **各主体間の連携と共働の推進**

（1）各主体の責務と役割の明確化

課題解決のための施策を推進するには行政、飼い主等、動物取扱業者、獣医師会、動物関係団体及び市民の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの主体がその責務や役割を十分理解する必要があります。

① 行政の責務

行政は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るため、「動物の愛護及び管理に関する法律」をはじめとした法令遵守を図るとともに、必要な施策を策定し、実施することにより、動物に起因する諸問題の解決に取り組む責務を負います。

また、各主体が責務と役割を十分に果たせるよう支援し、後押ししていきます。

② 飼い主等の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解した上で、動物をその命を終えるまで適正に飼育するとともに、飼い主としてのルールやマナーを守り、人への危害や迷惑の防止に努める責務を負います。

また、所有者のいない動物に給餌給水するなどの行為にも、周辺環境に配慮する責務が伴うものと考えます。

③ 動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育しようとする市民に対し、適正な飼育方法について理解を深めてもらうために必要な説明や情報提供を行う責務を負います。

④ 獣医師会の役割

獣医師会は動物の治療や生理・生態等に関する豊富で実践的な知識や経験を活用し、飼い主等に対する助言や適正な飼育方法について理解を促進すると同時に、専門的立場から各主体に必要な協力を行う役割を担います。

⑤ 動物関係団体の役割

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

⑥ 市民の役割

市民は、「動物を愛おしむ気持ち」、「動物との接し方」等について理解を深め、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

（2）市民の動物愛護と管理に対する理解の促進

「人と動物との調和のとれた共生社会」は、動物に直接かかわる者だけの努力で実現することは困難です。

その実現のためには、動物にかかわる、かかわらないを問わず市民全体が、動物の愛護と管理に対する理解を深める必要があります。

（3）各主体間の連携と共働の推進

それぞれの主体が単独で行う取組みには限界があります。

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指すためには各主体間の連携や共働を推進する必要があります。

第4章 計画の推進体制

第３次計画は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的に効果的な施策等の検討を行うため設置した「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、第３次計画に基づき10年間にわたって動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各主体が連携・共働して施策に取り組むとともに、各施策が計画的かつ効果的・効率的に行われているかを福岡市で検証し、協議会に対して意見を求め、それらを参考に第３次計画の見直しを行います。

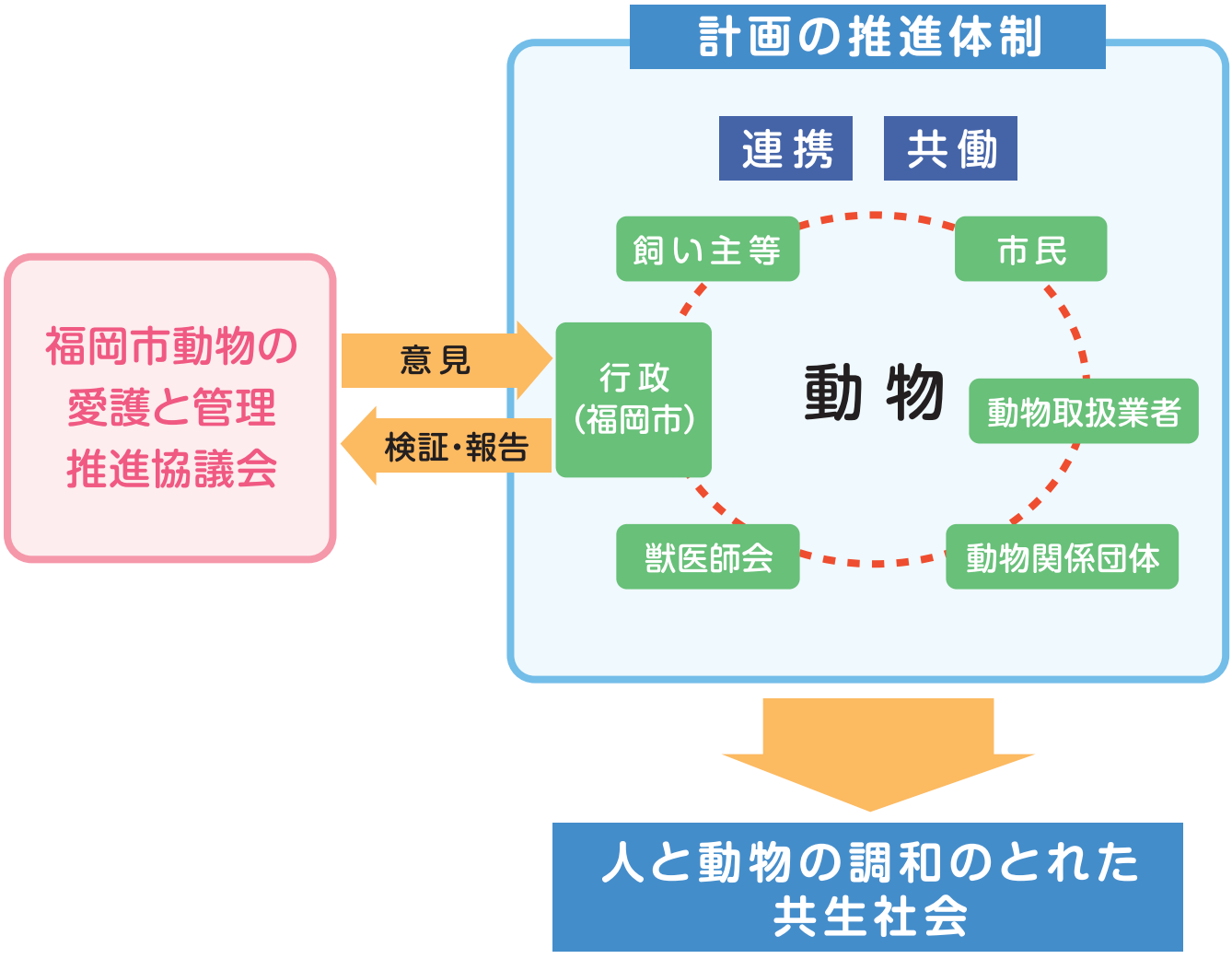

第5章 施策の柱

福岡市の現状と課題等を踏まえ、以下の９つの施策の柱を立て、それぞれ必要な具体的施策に取り組んでいきます。

1　動物愛護・適正飼育の推進

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現のために不可欠な、動物の生命を尊重する気風の醸成、動物の適正飼育や取扱い、動物の生理及び生体に関する知識の普及啓発を行います。

2　飼い主のいない猫問題対策

飼い主のいない猫に起因する迷惑や住民間のトラブルの発生防止、また飼い主のいない猫の収容頭数削減のため、不妊去勢手術の推進や不適切な給餌に対する指導啓発を行うとともに、地域猫活動等の取組みへの支援など、必要な対策を進めていきます。

3　譲渡の推進

収容された犬猫について飼い主への返還に努めるとともに、飼い主が判明しないものは可能な限り譲渡の機会を広げるとともに、動物関係団体や動物取扱業者等と連携し譲渡を行っていきます。

4　多頭飼育問題対策

周辺の生活環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題に対し、高齢者福祉などの関係部局や関係機関との連携を図り解決に取り組むとともに、発生防止に努めます。

5　監視指導

関係法令遵守や動物愛護管理推進の観点から動物取扱業者、実験動物飼育施設、産業動物飼育施設等への効果的な監視指導を行います。

6　マイクロチップ装着の推進

犬猫の遺棄防止や逸走時の飼い主への返還率向上のため、マイクロチップの装着を推進します。また、登録情報の変更手続きについて飼い主への周知啓発を行います。

7　狂犬病予防

狂犬病の発生やまん延防止のため、犬の登録率及び狂犬病予防注射実施率の向上を図ります。

8　共働の推進

適正飼育の啓発や犬猫の譲渡を推進するため、動物関係団体や動物取扱業者との共働を進めていきます。

また、動物愛護管理センターの取組みに協力するボランティアを積極的に受け入れるとともに活動の場を広げていきます。

9　危機管理対策

災害発生時や狂犬病発生時に迅速かつ的確な対応を行うため、危機管理体制の整備を行います。

第6章 目　標

計画に基づく施策の効果を判定するための指標及び目標を設定します。

1 殺処分頭数

犬（令和2年度　10頭）
猫（令和2年度 234頭）

➡

5頭以下（令和13年度まで）
100頭以下（令和13年度まで）

令和2年度実績の概ね2分の1

実質的殺処分ゼロを継続するとともに、収容頭数の削減や譲渡の推進により、重篤な病気等を理由としたやむを得ない殺処分などの更なる削減を目指します。

2 犬猫の収容頭数

犬（令和2年度 104頭）
猫（令和2年度 361頭）

➡

50頭以下（令和13年度まで）
180頭以下（令和13年度まで）

令和2年度実績の概ね2分の1

飼い主責任の徹底や飼い主のいない猫のみだりな繁殖の防止などにより、収容頭数削減を目指します。

3 苦情件数

犬猫苦情件数
（令和2年度 618件）

➡

300件以下（令和13年度まで）

令和2年度実績の概ね2分の1

飼い主責任の遵守や飼い主のいない猫への不適切な給餌などによる迷惑防止の指導啓発により、苦情件数の削減を目指します。

4 犬の登録と狂犬病予防注射

飼育されている犬すべての登録と年1回の狂犬病予防注射の実施（令和13年度まで）

第7章 具体的施策

施策の体系

計画の目的		人と動物との調和のとれた共生社会
施策推進の基本的な視点		
各主体の責務と役割の明確化 / 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進 / 各主体間の連携と共働の推進		
	施策の柱	具体的施策（項目）
1	動物愛護・適正飼育の推進	飼い主責任の啓発
		不妊去勢手術の徹底
		ワンヘルスの推進
2	飼い主のいない猫問題対策	収容頭数削減のための取組み(不妊去勢手術の推進)
		地域猫活動の支援方法の検討
		飼い主のいない猫への不適切な給餌防止対策
3	譲渡の推進	譲渡事業の充実
		犬猫の譲渡・殺処分のあり方検討
4	多頭飼育問題対策	関係機関との連携
		多頭飼育問題防止のための啓発
		問題のある多頭飼育者への指導啓発
5	監視指導	動物取扱業者の監視指導
		特定動物飼育施設の監視指導
		実験動物飼育施設の監視指導
		産業動物飼育施設の監視指導
6	マイクロチップ装着の推進	所有者明示とマイクロチップ装着の推進
		マイクロチップの登録情報の変更手続きの啓発
7	狂犬病予防	集合注射のあり方の検討
		指導啓発の充実
		死亡の届出や登録事項変更の届出の周知啓発
8	共働の推進	関係部署や関係機関との連携
		動物関係団体等との連携及びボランティアの受入れ
		動物愛護推進員の委嘱
9	危機管理対策	災害発生時の対応
		狂犬病発生時の対応

施策の分類

課題を解決するための「具体的施策」について、第３次計画から新たに始める施策は「新規」とし、第２次計画の施策で、今後も継続して重点的に取り組む必要がある施策を「継続」として区分します。

なお、ここに記載のない第２次計画の着手済みの施策については、通常業務として実施していきます。

第3次計画における具体的施策数と第2次計画との関係

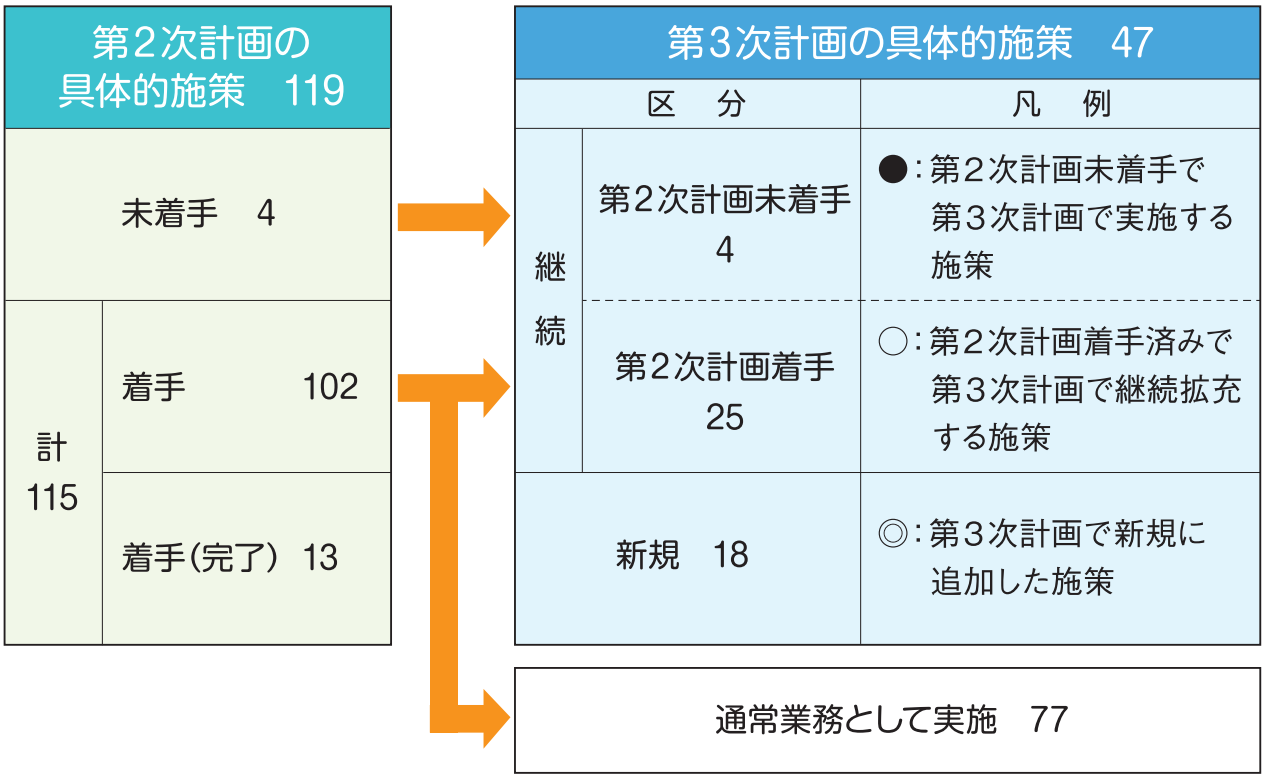

1　動物愛護･適正飼育の推進

具体的施策	実施内容	区　分
飼い主責任の啓発	飼い猫の登録制度の効果や必要性について検討します。	継続●
	飼い主の年齢や状況に応じた適正飼育に関する助言、指導、啓発のあり方を検討します。	継続○
不妊去勢手術の徹底	HP･SNS･動画サイト･市政だより･チラシなどの配布･回覧等により不妊去勢手術の必要性を広報します。	継続○
ワンヘルスの推進	ワンヘルスの取組みを推進するため、市民への啓発を行います。	新規◎

2　飼い主のいない猫問題対策

具体的施策	実施内容	区　分
収容頭数削減のための取組み (不妊去勢手術の推進)	子猫の収容を減らし、殺処分をなくしていくため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の支援を検討します。	新規◎
	飼い主のいない猫の不妊去勢手術や適正管理の必要性などについて啓発を行います。	新規◎
地域猫活動の支援方法の検討	地域の猫問題解決のため地域社会やボランティアとの連携や育成を図っていきます。	新規◎
	地域猫活動地域の実態調査を行い、成果を検証します。	継続○
	地域猫活動地域へのより効果的な支援のあり方を検討します。	継続○
飼い主のいない猫への不適切な給餌防止対策	不適切な給餌行為等に対する効果的な指導啓発方法を検討します。	継続○
	不適切な給餌行為等に対する指導対応マニュアルを策定します。	新規◎

3　譲渡の推進

具体的施策	実施内容	区　分
譲渡事業の充実	犬猫の適正譲渡を推進するため、動物愛護管理センターの譲渡実施マニュアルの見直しを行います。	新規◎
	譲渡不適と判定された犬猫について、譲渡の機会を広げるため、トレーニング等の導入を行います。	新規◎
	譲渡犬猫を一時的に預かっていただく、預かりボランティア制度について検討します。	新規◎
	譲渡希望者と譲渡犬猫の相性などを確認するため、トライアル制度の導入を検討します。	新規◎
犬猫の譲渡･殺処分のあり方検討	譲渡適性判定について、随時、有識者の助言等による見直しを行っていきます。	継続○
	子猫の殺処分について、できる限り苦痛の少ない方法を検討していきます。	継続○

4　多頭飼育問題対策

具体的施策	実施内容	区　分
関係機関との連携	高齢者福祉担当部署や地域包括支援センターなどとの連携体制を整備します。	新規◎
	関係機関の職員を対象とした多頭飼育に関する研修を実施します。	継続○
多頭飼育問題防止のための啓発	多頭飼育の実態を把握するため、多頭飼育届出制度について、犬猫の飼い主に周知を行います。	新規◎
	多頭飼育問題解決のための支援策について検討します。	新規◎
	多頭飼育の予防や多頭飼育問題について、市民に啓発します。	継続○
問題のある多頭飼育者への指導啓発	関係部署などからの情報により、多頭飼育に限らず問題のある飼い主の早期発見に努めます。	継続○
	問題のある多頭飼育者に対する定期的な訪問・指導を実施します。	継続○

5　監視指導

具体的施策	実施内容	区　分
動物取扱業者の監視指導	動物取扱業の適正化を図るため、監視指導マニュアルを作成します。	新規◎
	犬猫パートナーシップ店制度の推進など動物取扱業者の自主努力の取組みを促進します。	新規◎
	動物愛護管理法の違反事例に的確に対応するため行政処分取扱要綱を策定します。	継続●
	動物取扱責任者研修会の内容の充実を図ります。	継続○
特定動物飼育施設の監視指導	特定動物飼育施設に定期的な立入及び監視指導を行います。	継続○
実験動物飼育施設の監視指導	実験動物飼育施設に対する適正管理のための監視指導を行います。	継続○
産業動物飼育施設の監視指導	畜産経営農家に対する適正管理のための監視指導を行います。	継続○

6　マイクロチップ装着の推進

具体的施策	実施内容	区　分
所有者明示とマイクロチップ装着の推進	動物逸走時の飼い主特定や遺棄防止のため、所有者明示の必要性とマイクロチップ装着の有用性について周知します。	継続○
マイクロチップの登録情報の変更手続きの啓発	飼い主や住所等のマイクロチップ登録情報の変更手続きの必要性について周知します。	新規◎

コラム　マイクロチップ

令和4年6月からペットショップやブリーダーなど犬猫を販売する業者に対し、マイクロチップの装着が義務化されました（一般の飼い主の方については、努力義務となっています）。

マイクロチップは犬や猫が迷子になったときや盗難などの際の所有者明示として有効ですが、装着しただけでは飼い主の情報はわかりません。装着したら、必ず登録機関にマイクロチップ番号や飼い主情報を登録するとともに、飼い主や住所など登録内容に変更があった際は、必ず変更手続きを行ってください。



7　狂犬病予防

具体的施策	実施内容	区　分
集合注射のあり方の検討	衛生面や利便性などに配慮した適切な実施方法について、継続的に検討していきます。	継続○
指導啓発の充実	狂犬病の正しい知識について、広く市民に啓発します。	継続○
	ペットショップや動物病院など飼い主が集まる場所での指導啓発を行います。	継続○
死亡の届出や登録事項変更の届出の周知啓発	飼育実態のない登録台帳が多く存在するため、犬の死亡届や登録変更届について、飼い主の転出入時などに周知啓発します。	新規◎

8　共働の推進

具体的施策	実施内容	区　分
関係部署や関係機関との連携	咬傷事故や動物の遺棄、虐待、逸走動物の保護などについて、警察との連携を図り、適切に対応していきます。	継続○
動物関係団体等との連携及びボランティアの受入れ	犬猫の適正飼育や譲渡を推進するため、犬猫パートナーシップ店制度や譲渡サポート店制度を広めていきます。	新規◎
	犬猫の譲渡事業や適正飼育の啓発事業について、引き続き動物関係団体などと共働して実施します。	継続○
	動物愛護管理センターの取組みに協力するボランティアの参加機会を拡大します。	継続○
動物愛護推進員の委嘱	動物愛護推進員が担うべき役割を明確にし、委嘱の検討を行います。	継続●

9　危機管理対策

具体的施策	実施内容	区　分
災害発生時の対応	災害発生時に速やかに被災動物の救護等を行えるよう、対応マニュアルを策定します。	継続○
	獣医師会や警察、民間団体等と連携した被災動物の救護体制を整備します。	継続●
	ペットとの同行避難について、広く飼い主への周知を行うとともに、同行避難を想定したしつけ方講習会などを実施します。	継続○
	被災した飼い主の支援について、危機管理担当などの関係部署や民間団体、動物取扱業者等との連携を強化していきます。	新規◎
狂犬病発生時の対応	狂犬病発生時に迅速に対応できるよう、狂犬病発生を想定した演習を実施します。	継続○

コラム　災害対策

地震や水害などの災害発生時に、大切なペットを守るためには、日ごろからの備えが大切です。災害に備え、ペットのエサや水、ペットシーツ、キャリーケージなど必要な物資の備蓄をしておきましょう。

また、迷子になった時に備え、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示をしておく必要があります。

避難所に避難する際には、ペットと一緒に避難する同行避難が原則となります。あらかじめ避難所の所在地や避難ルートなどを確認しておいてください。



第8章 動物愛護管理センターの位置づけ及び役割

1　動物愛護管理センターの位置づけ

動物愛護管理センターを「市民啓発」、「市民への情報提供」、「動物関係団体との共働」、「収容動物の返還・譲渡」、「動物の適正飼育・適正管理」及び「危機管理」を行う拠点と位置づけ、第３次計画の具体的施策を推進していきます。

（１）　市民啓発の拠点

① 動物愛護と適正飼育に関する市民啓発

② しつけ方講習会や啓発イベントの実施

③ 各種広報媒体を利用した情報の発信

（２）　市民に開かれた市民が訪れ情報を得る拠点

① 動物の取扱いに関する正しい情報の提供

② 収容・譲渡動物に関する情報の提供

③ 市民の動物に関する悩みや相談の対応

（３）　動物関係団体等と連携共働して活動する拠点

① 動物関係団体等の育成と活動の場の提供

② 市と動物関係団体等の各主体間の情報の共有と共働の実践

（４）　収容された動物を生かすための拠点

① 飼い主への返還の推進

② 新しい飼い主への譲渡の推進

③ 収容動物の適切な飼育管理

（５）　動物の適正飼育や管理に関する取組みの拠点

① 飼い主への動物の適正飼育に関する指導

② 動物取扱業者への動物の適正管理に関する指導

③ 動物による人の生命、身体や財産に対する侵害の防止

④ 飼い主のいない動物による周辺環境悪化の防止

（６）　危機管理の拠点

① 狂犬病発生予防・発生時のまん延の防止

② 災害発生時の被災動物対策の実施

2　2つの動物愛護管理センターの役割

２か所の動物愛護管理センターが役割を分担し、それぞれの立地や特徴を生かした取組みを行います。

【東部動物愛護管理センター】

愛称：あにまるぽーと

犬の狂犬病予防や飼い主に対する適正飼育の指導に加え、動物取扱業や特定動物の監視指導、災害時等の危機管理など動物管理業務の中心的役割を担います。また、動物（あにまる）が収容されても飼い主や新しい飼い主のところへ旅立つ港（ぽーと）となる、「あにまるぽーと」の愛称のとおり、収容される犬猫の返還や動物関係団体やボランティアとの共働のもと譲渡を進めるなど、「命をつなぐためのセンター」としての役割を担います。



東部動物愛護管理センター

【家庭動物啓発センター】

愛称：ふくおかどうぶつ相談室

市民への動物の愛護や適正飼育に関する啓発や動物関係団体等との共働を推進する拠点として、動物関係団体やボランティアが連携を深める環境づくりのほか、動物に関する各種相談対応や飼い主のいない猫問題対策に加え、猫の譲渡を行い、利便性を生かした「市民に開かれ市民が訪れる施設」としての役割を担います。



家庭動物啓発センター

用語解説

犬の登録

狂犬病予防法に基づき、生後９１日齢以上の犬を飼育している所有者に義務づけられている市町村への登録をいう。

登録はその犬が生きている限り生涯有効で、犬の死亡、所有者の変更、住所の変更の際には市町村への届出が必要となる。

狂犬病

犬や人をはじめとする全ての哺乳類に感染するウィルス性感染症で、主に感染動物に咬まれることで罹患し、発症するとほぼ１００％死亡する。

日本国内では昭和３２年を最後に発生はないが、世界各国では今日でも発生が報告され、年間約５万人が死亡している。

狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の予防・まん延を防止する目的で、飼い犬に年1回の接種義務がある予防注射をいう。

狂犬病予防法

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とした法律をいう。

共働

複数の組織や団体が、目標や目的を共有して、共通の課題解決のために力を合わせて活動することをいう。

福岡市では、特に「対等な立場で、ともに汗して働くこと」から、「協働」ではなく「共働」という。

産業動物

畜主の経済行為として飼育される動物の総称で、牛、豚、馬、羊、山羊、鶏等をいう。

実験動物

医療技術、薬品、化粧品や食品添加物の他にあらゆる物質の安全性や有効性、操作の危険性を研究するために育成、繁殖、生産される動物で、マウス、ラット、モルモット、ハムスター、ウサギ等をいう。

実質的殺処分

収容中の死亡及び重篤な病気等を理由とした殺処分を除く、譲渡先の確保や適切な飼育管理が困難なことを理由とする殺処分をいう。

終生飼育

動物の寿命が尽きるまで、適正に飼育することをいう。

地域猫活動

地域住民が主体となって、周辺住民の理解と合意を得た上で、屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせ、トイレやエサやりの時間を決めるなど、一定のルールに従い猫を世話することで問題解決を図っていく活動をいう。

同行避難

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難することをいう。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼育管理することを意味するものではない。

動物愛護推進員

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者の中から、地域における犬猫等の動物の愛護の推進を図るため都道府県知事や政令指定都市、中核市の長が委嘱する者をいう。

動物愛護フェスティバル

福岡市では、広く市民に対し動物の愛護と適正な飼育について関心と理解を深めていただくため、一般社団法人福岡市獣医師会や各動物関係団体等と連携し開催している。

動物取扱責任者

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一種動物取扱業者の事業所において動物取扱業務を適正に実施するための重要な役割を担う目的で、事業所ごとに常勤かつ専属の職員の中から選任される者をいう。

動物取扱責任者研修会

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者が選任した動物取扱責任者に受けさせなければならない、都道府県・政令指定都市・中核市が開催する研修会をいう。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、国が動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進する目的で、「動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向」、「動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項」や「その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項」について定めた基本的指針をいう。

動物の愛護及び管理に関する法律

動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いなど動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とした法律をいう。

福岡県ワンヘルス推進基本条例

「人と動物の健康、そして環境の健康を一体のものとして守る」というワンヘルスの理念の実践の課題に取り組むため、ワンヘルスの実践にかかる基本理念、基本方針など必要な事項を定めた令和３年1月施行の福岡県の条例をいう。

福岡市動物の愛護と管理推進協議会

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とした効果的な施策等の検討を行うため設置された協議会で、学識経験者、動物愛護に関する法人、動物取扱業者、動物関係団体や行政関係者で構成される。

マイクロチップ

直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形で中にICチップが入っており、動物の体内に埋め込むものをいう。ICチップに組み込まれた番号をマイクロチップリーダーで読み取り、登録データと照合することで速やかに飼い主が判明し、迷子や事故、盗難防止に有効である。

第３次福岡市動物愛護管理推進実施計画

福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課
〒810-8620　福岡市中央区天神1-8-1
TEL 092-711-4273　FAX 092-733-5588

福岡市動物愛護管理センターホームページ「わんにゃんよかネット」
https://wannyan.city.fukuoka.lg.jp/